

淡路島南端「若人の広場」にて戦没学徒追悼の慰霊祭挙行 H23-9-23 NPO法人百人の会

100人のNEWS

No. 37
NPO法人教育再生地方議員百人と市民の会
理事長 大阪市会議員 辻 淳子
【発行・編集責任者】
事務局長 増木重夫
大阪府吹田市古江台
2-10-13
TEL 090-3710-4815
FAX 06-6835-0974
http://www1.ocn.ne.jp/~h100prs/



前列；中村重行宮司 和田有一朗兵庫県議 辻淳子大阪市議 森脇保仁兵庫県議
山本敬子宝塚市議 藤岡寛和大阪市議

平成27年9月23日、私達百人の会は、森脇保仁兵庫県議、和田議員等は毎年参拝され、百人の会も平成20年、同23年と慰霊に出向きました。ところが近年、皆から放棄され、草莽々。それをこの度両議員の力でリニユーアル。大変立派な施設によりみがえりました。淡路市にある「戦没学徒記念若人の広場」にて、京都北山九頭神社宮司中村重行氏に祭主をお願いし、「海ゆかば」を斉唱し、先の大戦で散った学徒出陣の英霊を追悼する慰霊祭を行った。

- この記念施設は毎年秋に慰霊にお立ち寄りください。(レンタカーが便利です)
- 淡路島に行かれます時は、ぜひ「若人の広場」
- 一、開式の辞 増木重夫事務局長
 - 一、国歌斉唱 森脇保仁兵庫県議
 - 一、団長挨拶 辻淳子大阪市議
 - 一、神事 和田有一朗兵庫県議
 - ・ 修祓の儀 山本敬子宝塚市議
 - ・ 祝詞奏上 藤岡寛和大阪市議
 - ・ 追悼の言葉奉典 池田博義、他10名
 - ・ 玉串奉典 池田博義、他10名
 - ・ 追悼の言葉奉典 理事長辻淳子大阪市議
 - ・ 森脇保仁兵庫県議
 - ・ 辻淳子大阪市議
 - ・ 和田有一朗兵庫県議
 - ・ 山本敬子宝塚市議
 - ・ 藤岡寛和大阪市議
 - ・ 池田博義、他10名
 - 一、海ゆかば斉唱、黙祷
 - 一、閉式の辞 増木重夫事務局長

追悼の言葉

NPO法人百人の会理事長 大阪市会議員 辻 淳子

本日、戦没学徒の記念碑の前で、百人の会を代表して一言言葉を述べさせていただきます。皆様方は学業の半ばにあって、戦場へ、または工場への労働と出向かれ、その中で爆撃を受けたりして命を落とされました。若い皆さま方が大いなる未来をそこでなくされたということは、私達もとても悲しい思いがいたします。今、現在の日本では、若い人たちが、みなさんとは違う思いで苦しい思いを抱えている子どもたちがたくさんいます。そして学業の中で、皆さんに守られた日本の国と言つものを守る気持ち、大切に思う気持ちを持たれない、そんな教育を受けている子供たちがいます。本日ここに集まりました、百人の会の私達は、今の日本の子供たちがしっかりと、日本人としての思い、そして明るい希望を、夢を自分の人生の中でかなえていってほしいような、そんな教育を目指すために、これからも力を合わせて頑張りたいと思います。皆さん方は、この美しい海の前の慰霊塔の中で、ごつか御霊が安らかであることを心から祈念申し上げ、追悼の言葉を述べさせていただきます。

戦没学徒慰霊祭

H27-9-23 南あわじ若人の広場



団長挨拶 森脇保仁兵庫県議



祝詞奏上 祭主 京都北山九頭神社中村重行宮司



追悼の言葉奉典 理事長辻淳子大阪市議

児童生徒の深夜徘徊の指導、補導の徹底を求める要望書

平成27年9月16日

大阪府警察本部本部長
警視監 樋口眞人殿
担当警察官御中
陳情者 NPO法人教育再生地方議員百人 と市民の会
理事長 大阪市会議員 辻淳子
貴職、職員各位におかれましては、日夜、日本国、大阪府の為鋭意ご努力、まずはお礼申し上げます。
私たちは、「現代社会における数々の矛盾の背景に厳然と横たわる、学力低下、道徳心の欠如等、教育の荒廃を直視し、未来を担う日本の『子供達』のために、地方議会を教育改革の場としてとらえ、なかなつく健全な学校教育の再生をめざす。」ことを目的とし、衆・参国会議員や大学の先生を顧問とし、全国地方議員 約250名、一般会員500人を擁すNPO法人です。

実は先日より、新聞やTV等をにぎわしている、中1生死体遺棄事件について、速やかな犯人確保、また先日の再逮捕、起訴、粛々と職務を遂行される警察官各位に対し、悪を許さないという熱意が府民にもひしひしと伝わってきて、感謝とともに心より頼もしく安心感を覚える次第です。
私達は、人として、山田容疑者に対しては断腸の憤りを禁じ得ないことは言うまでもありませんが、教育再生という立場から、犠牲になられた中1お二人に対し「可哀想」と同情だけで済ませるべきではないと考えます。あくまで報道から得た知識ですが、この中1二人は「野宿」生活をしていたように言われています。TVには早朝5時頃街中を徘徊している彼らのビデオが何回も映しだされていきました。今回の事件と深夜徘徊は直接関係はなかったかもしれませんが、しかし、事件の背景にはそういった問題があることは疑うべきではありません。
教育再生はまず子供たちに生命の大切さを教える、そして自分の身は自分で守る。何があっても命が消えることだけはならないようにしなければ、子供たちが全員東大に受かって何の意味があるのでしょうか。
「価値の多様化」などと、親が子供たちにどう接したらいいのかとまどっている今日この頃、お忙しいのは重々承知しています。しかし、子供を守る最後の砦は警察。鋭意、お働き戴きますよう、無理は承知で伏して要望、お願い申し上げます。

第327回の月定例県議会
一般質問：平成27年6月19日
和田 有一郎 議員（一括質問）

今回は国づくりはふるさとづくりから、人づくりからの観点で以下、項目質問させていただきます。

まずは人づくりの第一歩、

1 認定こども園への移行に係る少子対策としての私立幼稚園支援について伺います。

私はこれまで何度か発言してまいりましたが、本来、子どもは家庭で育てられるのが最良であると考えられます。子育ては社会全体でやるから女性ももっと外で働くべきとして、女性の就業率や色んな職種における指導的な地位に就く女性の割合などを評価し、それを支える取り組みを重視する傾向がありますが、「家庭において子育てを重視する母親」つまりは専業主婦も輝く女性であり、彼女たちを対象とする施策をこれまで以上に充実させていくことも重要であります。また何より「母性とその愛情」が幼少期には必要であることは言うまでもありません。男女を問わず現代ほど自らのためこのみ時間とお金を使うことが出来ることが美德とされる時代はありません。しかし子育てには自己犠牲は伴います。これを避け、自己実現のためだけに子育てを外注することは慎むべきことだと私は考えるのであります。

家庭において女性が子育てすることの大切さをもちと認識すべきであります。母親の役割、仕事は社会にとって極めて重要であります。家計をやりくりし家族の健康と暮らしを支える。PTA活動や地域活動を支える。専業主婦がいなくなれば地域は崩壊するといってもいいでしょう。逆説的にいう時、女性の活躍の場は多様であることを認め家族の価値と専業主婦の役割を再評価し、専業主婦としての「生き方」を大きく認めることが実は女性を大切に、少子対策を進めることになると私は考えるのであります。専業主婦の方々がその立場に誇りが持てず、肩身の狭い思いをする社会であってはならないのであります。

その専業主婦家庭が、未就学児の我が子を通わせているのは、基本的には教育の場としての「幼稚園」であります。少子化の中で、その幼稚園の経営にも影響を与える国の「子ども・子育て支援新制度」が本年4月から本格施行されました。本県では、以前から「認定こども園」の数が全国1、2を争うほどの先進県であります。さらにこの4月には120カ所の「認定こども園」が開設され、本県の認定こども園は、昨年度から倍増となる230カ所となっております。

新制度の移行に伴って、大規模幼稚園では、こ

れまでの経営状況を維持できないことが懸念されたことから、昨年来、私も含め何人かの議員が行なった本会議での質問に対し県は独自で対処すると答弁され、今年度、新規事業として支援策も打ち出されましたが、先行きが見通せないのが現状であります。このままでは幼児教育の中心を担ってきた幼稚園の経営が、将来成り立たなくなっていく可能性もあると認識しています。

認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず利用できる、預け先の選択の広がり期待されることから決して否定するものではありませんが、私には「こども園化」は「幼稚園」にとって「保育所化」であるように感じられます。

このたびの認定こども園化が結果的に幼稚園としての特色を減らしてしまう「幼稚園潰し」となるようではいけません。子育てに専念しようとする女性を排除していく流れであってはなりません。県として、こども園化を推し進めるのであれば、幼稚園に対するさらなる独自支援が必要であると考えますが、当局の所見をお伺いいたします。

【五味企画県民部長】

子ども・子育て支援新制度につきまして、昨年5月に示された国制度における公定価格の仮単価におきましては、認定こども園に移行する大規模な私立幼稚園が大幅な減収になる見込みであったことから、国に対しまして、他の府県、知事会等と連携し改善を強く働きかけたところでございます。その結果、国の平成27年度当初予算におきまして、一定の改善が図られたわけですが、一部の大規模園では、なお減収が見込まれる状況でございます。

このため、新たに県独自施策として、移行によって減収となる園に対しまして、運営の安定化を図る観点から、減収の範囲内で、教職員の配置経費を支援することとしております。しかしながら、私立幼稚園が認定こども園として、安定した運営を確保し、幼児教育水準を維持向上するためには、ますます、国制度の公定価格の適切な設定が不可欠でございます。そのため、国に対しまして、園児数の規模にかかわらず、私学助成の水準を確保できるよう教職員の配置基準を見直すなど、公定価格の改善を引き続き強く求めてまいります。

また、私立幼稚園が認定こども園移行後も、これまで実施してきた特色ある教育を私立幼稚園と同様に維持していただけるよう、防災教育、英語教育や農作物の栽培体験等の教育活動を県独自に支援することとしていたことについて伺います。県といたしまして、私立幼稚園が新制度へ移行した後も、引き続き建学の精神に基づいた幼児教育を行うことができ、また、より支援してまいります。国づくりのための人づくりをもう一つお伺いいたします。

3 戦没学徒追悼式典の開催について であり

畏くも天皇、皇后両陛下は、戦後70年の節目となる今年、戦没者慰霊や平和祈念のため、たつてのご希望で先の大戦で激戦地でありましたペリリュー島のある西太平洋のパラオ共和国を公式訪問されました。首相が今夏に発表する予定の70年談話ばかりが注目されていますが、我々一人ひとりが改めてあの時代に思いをはせる良い機会でもあります。

70年とは、人間ひとりの一生にも相当する長い歳月です。戦争経験者は減少の一途をたどり、戦後生まれの人口は既に1億人を超え、人口の約8割を占めるまでになりました。「戦争を知らない子どもたち」はそれこそ過去のもの、当然若者は戦争を知りませんが、今や中高年や高齢者であつてももう戦争を知らない時代となりました。本年8月県主催の兵庫戦没者追悼式が県公館で、また10月には南あわじ市の若人の広場で「終戦70年全国戦没学徒追悼式典」がそれぞれ開催されます。

南あわじ市の福良港を見下ろす大見山の高台にある若人の広場は、先の大戦で戦地又は軍需工場等に動員されて亡くなった20万人余の学徒の御霊を慰霊するために昭和42年に開設された竣工50周年の昭和47年には、当時の皇太子殿下、同妃殿下がご臨席のもと、「戦没若人のための慰霊祭」が執り行われました。開設当初は多くの来訪者がありましたが、阪神・淡路大震災などで閉鎖されて以来約20年がすぎました。長年にわたってわが会派の永田議員の地道な働きかけや、多くの関係者の方々の運動の成果もあって、憩いの場として市が再整備し、ようやく今年3月にリニューアルオープンを果たしたところであります。

この間、多くの協力団体の方々によって献身的に慰霊活動が続けられてまいりました。私もしばしばその慰霊祭に参加してまいりましたが、この方々への感謝とねぎらいもこの際併せて示すべきであります。

先だって天皇・皇后両陛下はパラオにて先の大戦にて散華された方々に慰霊の献花をなされました。畏れ多い極みであります。私たち一人一人も今を生きていることのありがたさをかみしめるとき、自らのもつとも尊い命を国家・国民にさげてください。方々があらばこそ、と感謝し、その方々の想いを受けてさらなる繁栄を祈念することは洋の東西・古今を問わず、今を生きている者と与えられた責務であると思えます。

本年は、終戦70年の節目を迎えます。この機会に犠牲者に追悼の誠を捧げ、戦争体験を次世代に継承し、世界の恒久平和と発展に寄与していくことは、今日をもたらした先人への責務であると考えます。

南あわじ市にある若人の広場は、先の大戦において学徒出陣により戦死した若人や、学徒勤労で戦死した若人20万人余の戦没学徒を追悼する全国唯一の施設です。世界的建築家の丹下健三氏により、学徒の思いを後世に伝え、平和を願い、学徒を象徴する塔を模した記念塔、塹壕をモチーフとした記念館等として設計されました。同氏が設計した広島平和記念資料館と対をなすものとされています。

終戦70年全国戦没学徒追悼式典は、この若人の広場において、昭和18年に明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会が行われたのと同じ10月21日に開催します。追悼式典当日の午前中には、民間団体主催の追悼祭が行われます。追悼式典には、この追悼祭に関わってこられた方々にも参加していただきます。全国規模の式典として開催します。関係省庁、各都道府県、遺族関係団体や若年世代など幅広い方々に参加していただけるよう、淡路島内の3市などと実行委員会を立ち上げて取り組んでいます。

なお、生徒を送り出した大学や旧制高校の関係者にも参加していただく予定です。追悼式典の継続など今後のあり方につきましては、今年8月に行う兵庫戦没者追悼式が5年ごとの開催となっていること等も踏まえながら、関係者のご意見なども伺い、検討して参ります。ご協力をよろしくお願いたします。

7 公職選挙法改正を受けての政治参加教育について伺います。今年2月に沖縄県の与那国島で行われた陸上自衛隊の部隊配備をめぐる住民投票は、町が独自の条例を制定し、「中学生以上」の住民に投票資格を与えました。地域の未来を決める重大なテーマに、次世代を担う若い人々の意見も反映させたい、若者の政治への関心を高めたいとの考えから、有権者の年齢を引き下げたこのことでもあります。若年層の政治離れや投票意欲の低迷は喫緊の課題とされていることでもあります。その一方で、教育基本法において政治的中立性が求められていることが、教育現場に必要以上に政治参加の取組を慎重にさせているという指摘もありません。しかし、選挙権を得る事によって、国会議員をはじめ地方自治体の首長や地方議員の選出、最高裁判事の国民審査、自治体の首長や議員の解職請求にかかる住民投票に自らの一票が結果を左右することになる。18歳とえば、高校3年生も含まれるわけですが、学校教育の場などで政治知識や判断力、批判力を養って、有権者としての意識・責任感をどう育てるかが問われることとなります。報道によりますと、昨年の教研集会における社会科教育の分科会で報告された授業実践

で、福岡県内の中学校の男性教諭が憲法を教える授業の中で、「権力を持つ者をしぼる、これを『立憲主義』という。日本の憲法は『その立憲主義の憲法である』として、この教諭の考える憲法観での尊重擁護の重要性を語り、総理大臣の安倍さんとはどう違うか」と生徒たちに語りかけて、憲法改正を目指す安倍首相への批判をいたしましたというのであります。毎日の授業の中で教師の意見が刷り込まれ生徒の投票行動に影響されることが危惧されることでもあります。

このたび選挙権が低年齢化されるに従って、今後、学校（高校）において「政治参加教育」がなされる場合、その授業自体、新たに投票者となる18歳に最も近い人々に偏った投票行動を誘導するような特定の団体による「思想教育」があつてはならないのであります。そこで、教育の現場においてどのように政治参加教育の中立性を確保していくのか、所見をお伺いいたします。

【高井教育長】

高等学校では、従前から生徒全員が履修する教科「公民」の授業の中で、政治や法に関する構造や概念を習得させることに、主権者としての主体的に政治へ参加しようとする態度の育成に努めています。

この度、法改正を受けまして、国が今後作成する政治や選挙等に関する副教材の活用等により、選挙権の行使が社会の形成につながる重要な行為であること等を指導してまいります。また、県選管と連携の上、選挙の意義や重要性等について高校への出前授業も展開してまいります。

これらは冒頭で申し上げましたように、学校において政治の仕組みについての知識と政治参加の意義を教えるというものでありますので、その際に具体的に特定の政治理念そのものを教えたりのあるいはその是非を評価したりすることは基本的にございません。が、模擬投票や模擬選挙を行っているが学校での実践例を見ますと、各生徒が新聞等で政党の公約を調べた上で模擬投票を行っている。教員が公約の具体的な内容を生徒に理解できるように補完的な説明をせざるを得ない状況も生じます。今後こうした活動の拡大も予想されますので、そのような際には政治的中立性に留意することが特に重要でございます。教員は、もともと政治的に中立な立場でありながら、特に、選挙が行われる前には、教育の政治的中立性が疑われる行為を厳に慎むようその都度通知し、服務規律の確保について徹底を図っています。

今後とも、は教員が公職選挙法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の政治的中立、政治的活動の禁止を規定した教育基本法第14条に則した指導が行われるよう学校を指導しながら、生徒が、積極的に社会に参画するための力を育む教育を推進してまいります。

【井戸知事】